

第24回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日 時	平成23年2月2日(水) 午前 10時00分～10時35分
場 所	市役所2階 市議会委員会室
議 題	1) 国立市都市計画マスタープラン（改訂版）について
出席委員 (敬称略)	林会長、山下委員、関委員、内山委員、石塚委員、長内委員、斉藤委員、 大和委員、板谷委員、海藤委員、大塩委員、澤田委員、岡田委員
事務局等	関口市長、小澤都市振興部長、佐伯都市計画課長、町田都市計画係長、宮澤
傍 聴 者	1名
議 題	議 案 1. 国立市都市計画マスタープラン（改訂版）について
要点記録	議案1について、原案のとおり可決された。
国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。 平成23年2月2日 議 長	
指名委員	

第24回 国立市都市計画審議会

林会長 : おはようございます。本日は、ご多忙のところ、皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから第24回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして、「国立市都市計画マスタープラン（改訂版）について」、市長より付議された議案1件のご審議をさせていただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

ご審議の前に、今回より新たにおかわりになりました委員がいらっしゃいますので、事務局より紹介をいただき、その後にごあいさつをいただきたく、お願いいたします。

事務局 : 学識経験者のうち、国立市商工会会長としてお願いいたしております内山委員です。よろしく申し上げます。

内山委員 : ただいまご紹介いただきました、商工会の会長を務めております内山でございます。一昨年の春から、五十嵐前会長の後を受けまして、約2年を経過しているところでございます。今回任期ということで、商工会会長の現職であります私が務めさせていただくことになりました。新人ですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

林会長 : どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

ただいま皆さんの出席をいただいており、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

それでは、次に会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

林会長 : 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第24回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、海藤委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、ここで市長さんからごあいさつをいただきます。

関口市長 : 皆さん、おはようございます。お忙しい中、第24回国立市都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先ほど会長さんから紹介がありましたように、本日の議題ですけれども、「国立市都市計画マスタープラン（改訂版）」のご審議をいただくということでございます。マスタープランは、2003年、平成15年2月に、多くの時間と、たくさんの市民の方の参加をいただいて、協力をいただいて策定されたものでございます。今回その改訂版ということで、策定以来初めての改訂をするということでございます。

作成に当たっても、策定時と同じように、多くの市民の方々の声をちょうだいをしていただき、また協力をいただきながら作成いたしましたので、本日、そのご審議をいただく

ということでございます。そして、決定をしていきたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

林会長 : ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。「国立市都市計画マスタープラン（改訂版）について」、
事務局より説明をお願いします。

事務局 : おはようございます。説明の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に配付いたしました資料でございますが、第24回国立市都市計画審議会の
開催通知が1枚と、国立都市計画審議会資料No.1の「国立都市計画マスタープラン
（改訂版）」から、国立都市計画審議会資料No.4の「国立市都市計画マスタープラン
（改訂版）フローチャート」までの4種類でございます。また、本日、机の上に配付させ
ていただきました資料といたしましては、本日の議事日程と、国立市都市計画マスター
プラン（改訂版）についての議案書と、1月24日付の付議書の写しと、国立市都市計画審
議会委員名簿の4点でございます。

よろしければ、本日の議案の「国立市都市計画マスタープラン（改訂版）について」、
ご説明いたします。なお、説明では、国立市都市計画マスタープランを都市マスと略称さ
せていただきます。

都市マスは、国立市の総合的な都市計画の方針として、平成15年2月に策定され、お
おむね20年程度の将来を展望し、平成35年を目標としています。そしてこの都市マス
において、5年をめどとして市民参加による評価を行い、必要と認められた場合は見直し
も行うこととしています。

最初に、都市計画審議会資料No.4の「国立市都市計画マスタープラン（改訂版）フ
ローチャート」をごらんください。平成22年11月8日の第23回都市計画審議会に報
告した以降の流れについて、簡単にご説明いたします。12月に入り、平成22年第4回
定例会、建設環境委員会に報告を行いました。また、12月20日号の市報やホームペ
ージ等で、平成23年1月14日までの期限で、市民などからのご意見を伺いました。出さ
れた意見をもとに、1月19日に庁内検討会で検討を行い、改訂版ができましたので、
「（改訂）案」からの変更点について、ご説明いたします。

次に、都市計画審議会資料No.3の「国立市都市計画マスタープラン（改訂版）主な
見直し・修正の概要」ですが、平成22年11月8日の第23回都市計画審議会に報告し
た「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）の概要」の内容から変更はございませ
ん。参考までに、資料としてお出ししております。

次に、都市計画審議会資料No.2の「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）
案に関する意見等対応表」をごらんください。

めくっていただいて、1ページをごらんください。表の見方ですけれども、左から通し
番号、該当項目、なお、この該当項目のページは「見直し（改訂）案」のページでござい
ます。次に、寄せられた意見内容等、その次に、寄せられた意見内容に対する対応内容等、
最後に修正の有無を記入しております。

最初に、寄せられた意見の件数ですが、全部で38件あり、そのうち修正が「有」とな
った件数は13件でございます。それでは、「（改訂）案」から変更になった箇所につい

て説明させていただきます。

No. 1、19ページの(1) 地域特性にあわせた土地利用、2) 活力に満ちた拠点の形成、①国立駅周辺の都市拠点の形成で、「駅舎について、このように断言したような形で、ここまで言いきっていいのか、今後、JRとの多岐に渡る調整があると思うが、もう少し慎重な文面の方がよいのではないか」というご意見をいただきました。

対応内容にあるように、「旧国立駅舎については、ほぼ元の場所に復原し」を「旧国立駅舎については、関係機関等との協議を進め、『国立駅周辺まちづくり基本計画』に基づき、ほぼ、元の場所に復原し」に修正いたします。

また、No. 10についても同様の文言が出てまいりますので、あわせて修正をいたします。

次に、2ページをお開きください。No. 5、20ページの(1) 地域特性にあわせた土地利用、5) 土地利用の制度による誘導、②まちづくり制度の活用で、「『まちづくり条例』は、まだ策定されていないので、『(仮称)』を追記した方がよいのでは」というご意見をいただきました。

他の項目と同じ表現にし、「まちづくり条例」の前に「策定する」を追記して修正いたします。

次に、No. 6、24ページ、(3) 安心して豊かに暮らせるまちづくりの課題で、「『少子高齢化に対応し』が『しょうがいしゃ』にもかかってしまうのは、おかしいのでは」というご意見をいただきました。

「少子高齢化に対応し」を削除いたします。

次に、No. 7、26ページ、(3) 安心して豊かに暮らせるまちづくり、3) コミュニティが基礎となるまちづくり、①コミュニティづくりで、「『少子高齢化』は『少子高齢社会』ではないか」というご意見をいただきました。

高齢化率が7%超を高齢化社会、高齢化率が14%超を高齢社会と言い、国立市では高齢化率が19%でありますので、「少子高齢化」を「少子高齢社会」に修正いたします。

次に、3ページをお開きください。No. 8、27ページ、(3) 安心して豊かに暮らせるまちづくり、4) 人を育むまちづくりで、「『重要』なことはわかっているのですから、どのように『人を育むまちづくり』をすすめるのか、行政の責任も含めてすすめ方を示しておくことが求められてきています。よって、一段落目は、『まちづくりに関する情報の提供や生涯学習などの機会を通じて郷土に対する関心と理解を深めます』と現行のままで、とってください」というご意見をいただきました。

市民に対しての進め方ということで、現行文を尊重し、1段落目は改訂せず、原文に戻します。

次にNo. 10ですが、こちらは、先ほどNo. 1で出た文言と一緒にですが、「策定されたので、課題最終段へ『〈国立駅周辺まちづくり基本計画〉に基づき、』を追記したほうが良いのでは」というご意見をいただき、No. 1と同様の内容で修正をいたしました。

次に、No. 11、34ページ、(6) 美しい景観を大切にすまちづくり、2) 美しい街並みづくり、②大規模行為の都市景観形成の誘導で、「絶対高さ高度地区の導入を進めます」とありますが、未合意形成で、計画先行は住民無視である。利害関係者がいる以

上、合意もとっていない段階で進めてはいけない、市民の声が入っていないというようなご意見をいただきました。

「絶対高さ高度地区の導入を進めます」を「絶対高さ高度地区の導入に向け合意形成を図りながら進めていきます」に修正いたします。

次に、5ページをお開きください。No. 17、55ページ、(4)南部地域崖線北側地区、3)道路・交通の整備方針、①都市計画道路の整備で、「最初の都市マスの時点で、都市計画道路3・4・3号線は市として『見直す』方向を提示したはずです。その方向を『見直しについても検討します』と『も』を入れることで、計画通りの整備の可能性を残してしまいました。これは、車社会を見直すという世界の趨勢にも逆行するものと受け取られる可能性があります」というご意見をいただきました。

市の考え方は、策定当時と変わっておりませんので、誤解を招く可能性がありますので、「も」は削除いたします。

次に、6ページをお開きください。No. 21、61ページ、(4)南部地域崖線南側地区、4)安全で魅力あるまちづくりの方針、①清化園の跡地利用で、「民活は略称ではないか」というご意見をいただき、「民活」を「民間活力」に修正いたします。

次にNo. 22、該当項目についてはNo. 21と同様でございます。「『多摩川沿川という立地を活かし、(仮称)水と緑のふれあい空間を……』とあるのに、この方向が削除され、『住環境との調和』のみの記述となっています。方針図内には『水と緑の……』が残されており、矛盾を感じますし、事業進捗などにあわせての変更と考えざるを得ません。事業の進捗にあわせた都市マス等の改変は、本来上位にある計画等の意味が希薄であることにつながり、まさに『絵に描いた餅』、アリバイばかりの市民参加による策定、見直しとも受け取られかねません。無償でおかつ多大な時間さいて文言を作りあげてきた経緯もあり、また協働で事業を進める流れにもそぐわないものです。仮称であっても『水と緑のふれあい空間』という文言の記述を求めますし、実際の整備等においてもそのような配慮を切に求めます」というご意見をいただきました。

上位計画である都市計画マスタープランに基づき個別計画を策定しており、市の方向性は変わっておりません。事業進捗による文章の変更です。しかし、誤解を招く可能性がありますので、「清化園衛生組合用地の跡地は、多摩川沿川という」を「清化園衛生組合用地の跡地は、水と緑のふれあい空間の創出の場として、多摩川沿川という」に修正いたします。

次にNo. 23、63ページ(1)まちづくりの役割分担と連携、協働の仕組みで、「文末を『それぞれが情報発信できる環境づくりを推進します』と変更を求めます」というご意見をいただきました。

さらに取り組みを強化するためにも、改訂案では「情報を発信しやすい」となっておりますが、「情報を発信できる」に修正いたします。

次に、7ページをお開きください。No. 24、64ページ、(1)まちづくりの役割分担と連携、協働の仕組み、2)事業者の役割で、「情報公開・共有に務め」の「務める」の字が、「努力する」ほうの「努める」ではないかというご意見をいただき、「努力する」ほうの「努める」に修正いたします。

次にNo. 26、(2)まちづくりの具体化、2)市民によるまちづくりの仕組みづくりで、「課題解決してゆく」の「ゆ」の字が「い」ではないかというご意見をいただき、「ゆ」を「い」の字に修正いたします。

以上で、改訂案からの変更があった箇所についての説明は終わります。

次に、都市計画審議会資料No. 1の「国立市都市計画マスタープラン(改訂版)」をごらんください。平成22年11月8日の第23回国立市都市計画審議会に報告した「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)案」に、本日の修正箇所を加え、改訂版としてつくったものでございます。中身は、前回同様、現行と改訂版を載せ、比較できるようにしてございます。資料の説明は、以上でございます。

最後に、今後の予定ですが、「国立市都市計画マスタープラン(改訂版)」を本日ご審議していただき、ご承認をいただきましたら、市で決定をいたしまして、その後、平成23年第1回定例会、建設環境委員会に改訂版ができたことを報告したいと考えております。また、あわせて市報、ホームページでも公表をいたします。なお、改訂版の冊子は3月末ごろにはでき上がる予定ですので、できり上がり次第、委員の皆様にはご配付したいと思っております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

林会長 : ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。いかがでしょうか。

澤田委員。

澤田委員 : 事前に見させていただきまして、確認なのですが、意見等対応表の項目28番、まちづくりセンターのところ、この記述を削除するというところなのですが、これを、資料1、マスタープランの改訂版のほうで見ますと、ページ数でいきますと、この厚い資料の64ページになります。ここで、確かにこのまちづくりセンターの機能というところは削除されるということで、そういう改訂だと理解しましたが、その下の65ページのほうの絵のところ「まちづくりのセンター機能」という言葉が残っていて、このところは現行どおりという形になっているのですが、ここは、絵では、まちづくりセンター機能というのはこういう機能だということとちゃんと残したということと理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。その確認だけ、お願いします。

事務局 : 今、委員さんのご質問のとおりで間違いはないのですけれども、文章の中ではまちづくりセンターというものを抜いたということとございますけれども、ここに載せなかったというのは、まちづくりセンター、イコール箱物の施設というふうな形で受け取られてしまうのではないかとということで削除した経過がございます。図のほうについては、施設ということではなく、まちづくりセンターの機能というのはこういうものがあるのですよというような、箱物というイメージではなく、そういうことから、図のほうには残したという経緯でございます。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。

板谷委員。

板谷委員 : 私も、今の同様のところで質問したいのですけれども、この意見は、どこから出された

意見ですか。

事務局：これは、市民会議の中で、市民委員より出されたものでございます。

板谷委員：わかりました。

林会長：ほかいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

林会長：なければ、質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。

長内委員。

長内委員：皆様方と議論しながら、ここまでやっとなってきたというふうな感じがします。ただ、計画行政というのは非常に大事なことで、恣意的に計画がゆがめられたりするとすると、市全体としても非常にやりにくい。市民全体としても、これは大変戸惑う中身です。しかしながら、今の時代というのは非常に、ある意味、時代の転換期に当たっていますから、計画は計画で、しっかりとしたもので追求をするのだけれども、同時に、例えば人口の減少が顕著であるということであれば、そしてまたそれがやむを得ない、または受け入れざるを得ないものであるということであれば、計画を変更するなり、計画に縛られない臨機応変な対応というのはどうしても必要だと思います。

これは、日経新聞の2月1日の記事でも出ていました。区部でも、北、板橋、中野、杉並で人口の減少が既に始まっている。それから三多摩でも、三鷹、国分寺でも人口の減少が始まっているというふうなこと。それから伸び率についても、東京都が予測した以上に鈍化している。つまり人口の減少が相当早くなるのではないだろうかという予測もされている。では、国立というのは8万人ということになっているのだけれども、さて、ほんとにそれでいけるのだろうかというのは、常に心配なところですよ。

特に都市基盤整備などという問題については、大変お金のかかる問題です。それから、高齢化の進行というのも大変速度も早まっています。少子高齢化というのは、担税能力、税金を納める能力の減少は極めて高いものがありますから、そういった点では、計画が先行して、それに合わせてやっていくということになると、大変無理を来すという場合がありますから、計画行政は大事なけれども、同時に現状をしっかりと見ながら対応していくという、臨機応変な対応というのは必要だなというふうにつくづく思います。

ということで、賛成というふうなことにしておきます。

林会長：ありがとうございました。

板谷委員。

板谷委員：先ほど他の委員からご指摘があったように、まちづくりセンターについて、本文中は削除で、図のほうは残すというご報告がありました。私は、2003年にこの都市計画マスタープランを策定するときの委員でした。その当時は、まだ市民でしたけれども。このまちづくりセンターについては、市民の中に非常にこだわりがあって、入れたものです。それで、今回は図のほうには残して、本文から削除というのは非常に整合性に欠けるというか、わかりやすくするために、そのようにしたという当局のご説明でしたけれども、まちづくりセンター機能という言葉を残しつつ、そこに注釈を入れるという方法もあったのではないかと思います。

この間、2003年以降、市民に対してセンター機能が施設であるというような誤解を生じるということがあるのであれば、当局の説明が不足していたということを認めなければならぬと、私は思います。今、長内委員から、計画に縛られない、臨機応変なというご意見がありましたけれども、まちづくりにおいて、都市計画マスタープランは基本となるものですから、そう簡単に物事を変えていってはならないと、私は考えます。

今回本文から、評価等の市民会議の中のこちらには、今のセンター機能のことは触れられておりませんでしたので、そこが改訂されていくという意識は、市民会議の中ではなかったのではないかと思うのです。そういう意味で、私も前回の報告のときにスルーしてしまったのをすごく悔やんでおります。今回の都市計画審議会への付議については、こう言うは何ですけれども、形式でございますので、反対というわけにはまいりませんので、ここは認めますけれども、今後の当局の市民に対する説明を十分なされるように、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

林会長： ありがとうございます。

大和委員。

大和委員： 意見取り扱いという中では、賛成をさせていただきます。

そういう中で、今、板谷委員、そしてまたご指摘あった澤田委員と同様な部分がありまして、私もまちづくりセンターという部分については多少思い入れがありまして、まちづくりのこういう機能は絶対に持っていくべきであり、俗語的にまちづくりセンターという言葉が社会的認知がされているのかな、それを削除しなくてはいけないのかなということについては、やはり十分な説明が必要だったのかなと感じています。その辺は一つご指摘をさせていただきながら、おおむね計画、国立市という市だけではないですけれども、よく行政はMK、MK、ZKと言われて、まず計画、もっと計画、ずっと計画になってしまうので、これが意味ある計画であって、実際にそれが実現するよう努力をお願いをして、賛成とさせていただきます。

林会長： ありがとうございます。

それでは、石塚委員、お願いします。

石塚委員： では、一つお話しさせていただきます。

私も、今回のこの都市計画マスタープランの改訂には賛成してまいりますが、この39ですか、出てきた中の10番目の項目、たまたまここに、駅舎の問題で「関係機関等との協議を進め、『国立駅周辺まちづくり基本計画』に基づき」とありますけれども、この場所でお話しするのが妥当かどうかわかりませんが、先週の土曜、日曜で駅舎の説明会と倉庫の見学会がされているわけですね。その中において、私は行きませんでしたけれども、私の関係する一級建築士の方に行っていたら、よく現物を見ていただきたいという話をしたのですけれども、これを出すときには、これは関係部署とは調整はされているのですか。

部長： 庁内検討会がございまして、その部分で、NO.10であれば、担当セクションが確認をするということでございます。

石塚委員： 今は意見を言うところですから、あれですけれども、実際聞いたら、何か雨漏りして、

腐っているのですってね。ごみとは言えないでしょうけれども、復原する中で非常に難しいような状況に、部材がなっているというお話を聞いたのです。ですから、ここにこういうふうな関係機関等の協議を進めるのであれば、当然のことながら、もう少しこういったマスタープラン、これはやはり憲法というか、法律というか、一つの大事なまちづくりの基本的な考え方ですから、それをつくるときには、行政の中の関係機関も踏まえた中で、こういったものを出してこないと、果たして、では、それが有効なものかどうか、当初のもくろみと同じようになるかどうかという疑問が出てくると思うのですね。その辺のところをよく考えて、これから対応していただければと思います。また、私の担当している建設環境委員会のために、何かあれば、そういった話をさせていただきますけれども、これは問題が提起されて、それを、今は質疑ではないのですけれども、原案をつくるに当たって、当局は把握しているのかどうかということで、今、意見の中で言わせていただいている次第です。

原案には賛成してまいります。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。ご意見、いかがでしょうか。

ほかにございませんようでしたらば、ここで意見を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。「国立市都市計画マスタープラン（改訂版）について」、本案を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

林会長 : 異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

さて、議題につきましては以上でございます。

その他、何かございますか。

では、事務局、お願いします。

事務局 : 委員の皆さんがよろしければ、事務局から1点だけございます。

国立市ホテル審議会への都市計画審議会の委員の推薦についてですが、それについて、議長に依頼申し上げたいと思います。国立市ホテル建築規制に関する条例の第4条で、国立市ホテル審議会を置くことになってございます。そして、同条例の施行規則第5条で、ホテル審議会の委員には、都市計画審議会から1名以内を推薦することになってございます。現在、山下裕子委員にお願いしているところですが、2月9日をもって任期が満了となるため、1月17日付で、国立市長、関口博より推薦の依頼がございました。本日、議長にこの委員の推薦をしていただきますよう、ご依頼申し上げたいと思います。

林会長 : それでは、ご依頼のありましたホテル審議会への委員推薦ですが、引き続き山下委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

林会長 : それでは、山下委員、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

以上で、議事日程のとおり、すべて終了いたしましたので、これをもちまして第24回国立市都市計画審議会を閉会いたします。本日は、ご苦労さまでした。

— 了 —